

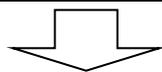
選挙人名簿の抄本の閲覧制度について

○ これまでの閲覧制度の改善取組

(1) 平成18年公職選挙法改正

改正前

- 閲覧できる場合が、法令上不明確
- 閲覧に関する手続規定や、偽りその他不正の手段による閲覧に対する制裁規定の不存在
- 閲覧に際して、適当な便宜を供与しなければならない旨の規定が存在
⇒全体の約4分の1の市町村が当該規定に基づき、抄本のコピーの便宜供与を実施



改正後

○ 閲覧できる場合を明確化・限定（住民基本台帳の閲覧に準じた措置）

- ① 選挙人名簿の登録の有無を確認するために閲覧する場合
- ② 公職の候補者等、政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む）を行うために閲覧する場合
- ③ 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治・選挙に関するものを実施するために閲覧する場合

○ 閲覧の手続等の整備（住民基本台帳の閲覧に準じた手続等）

- ・ 閲覧事項の利用目的、管理の方法等の明示
- ・ 閲覧事項を取り扱える者の範囲の明確化
- ・ 目的外利用・第三者提供の禁止
- ・ 不正閲覧等に対する報告徴収、勧告、命令
- ・ 閲覧申出者の氏名、利用目的の概要等の公表

○ 偽りその他不正の手段による閲覧や目的外利用の禁止に対する違反等に対する制裁措置の新設（住民基本台帳の閲覧に準じた制裁措置）

偽りその他不正の手段により、選挙人名簿の抄本の閲覧をした者及び目的外利用をした者に対し、三十万円以下の過料に処する規定を新設

○ 選挙人名簿抄本のコピーの根拠となっている便宜供与規定を削除

(2) 縦覧廃止・閲覧への一本化

○ 本研究会の中間報告（平成 27 年 3 月）において、以下の方向性を示した。

○ 選挙人名簿の内容確認手段の閲覧への一本化

選挙人名簿の内容確認手段（閲覧・縦覧）を、個人情報保護に配慮した規定が整備されている閲覧に一本化する。

(3) DV及びストーカー行為等の被害者に係る対応

平成 17 年 3 月 個人情報保護法の全面施行や住民基本台帳処理要領の一部改正を受け、選挙人名簿の抄本の閲覧に関する留意事項を総務省より通知

(主な留意事項)

- ①DV及びストーカー加害者から被害者の選挙人名簿の閲覧の申出がなされた場合は、不当な目的に利用されるおそれがある申出として、閲覧を拒否すること
- ②第三者から申出がなされた場合も、厳格に本人確認や審査を行うこと
- ③特段の申出がない場合は、被害者以外の部分に限って閲覧に供することとして差し支えないこと

平成 21 年 5 月 「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価書」を受け、DV及びストーカーの被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する留意事項を再度通知

平成 27 年 3 月 「ストーカー総合対策」において「DV及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底」が盛り込まれる

⇒DV及びストーカーの被害者に係る選挙人名簿の閲覧に関する取扱いの周知徹底を再度通知